

今年は何年にもなく自然災害が多い年のように思います。

2月には2週連続で日本列島を大雪が襲い、雪害としては過去最大で、風水害等の被害でも過去4番目の被害額（支払保険金ベース）となりました（図表1）。その後も、6月には東京都三鷹市付近で大量の雹（ひょう）が降り、7月、8月にはゲリラ豪雨、台風が相次ぐなど、各地に甚大な被害をもたらしました。最近でも、御嶽山の噴火や、10月には過去最大級の台風18号、台風19号が2週連続で日本列島を直撃したことも記憶に新しいと思います。

図表1 風水害等による保険金支払例

（資料）日本損害保険協会

	年月日	災害名	地域	支払保険金
				(億円)
1	1991年9月26日～28日	台風19号	全国	5,679
2	2004年9月4日～8日	台風18号	全国	3,874
3	1999年9月21日～25日	台風18号	熊本、山口、福岡等	3,147
4	2014年2月	大雪	埼玉、東京、群馬等	2,536
5	1998年9月22日	台風7号	近畿中心	1,600
6	2004年10月20日	台風23号	西日本	1,380
7	2006年9月15日～20日	台風13号	福岡、佐賀、長崎、宮崎等	1,320
8	2004年8月30日～31日	台風16号	全国	1,210
9	2011年9月15日～22日	台風15号	静岡、神奈川等	1,123
10	2000年9月10日～12日	平成12年9月豪雨	愛知等	1,030

台風、地震、洪水などの自然災害が発生した時に、市区町村から避難情報が発令されているのを耳にしたり、「〇〇地域に避難勧告が発令されました」などのニュース速報を目にしたことがあると思いますが、避難情報について皆さんは正しい理解を持っているのでしょうか。自然災害から自分の身を守るためには、避難情報の意味および拘束力について正しい理解を持つておくことが必要です。

市区町村から発令される避難情報は図表2の通りとなっていますが、【避難勧告】よりも【避難指示】の方が拘束力は強く、緊急性が高くなっています。言葉のイメージからして、【勧告】の方が拘束力が強いと思いがちですが、【指示】の方が拘束力が強い点には注意が必要です。また、「【避難命令】が出るまで避難しなくてもよい」と認識されている方もいらっしゃいますが、日本には法律に基づく【避難命令】はなく、【警戒区域の設定】が事実上の【避難命令】になりますのでご注意ください。

さらに、市区町村から発令される避難情報のほかに、気象庁から発表される警報についても知っておく必要があります。警報の中でも、【特別警報】（2013年8月30日運用開始）は、数十年に一度しか発生しないような非常事態に発表される警報であり、「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとる必要があります。

図表 2 避難情報の区分について

拘束力弱い	【避難準備情報】	災害発生の危険が予想される場合に出される発表が「避難準備情報(自主避難の呼びかけ)」です。 法的根拠はありません が、要援護者がいる家庭の場合は避難を開始する段階です。
↓	【避難勧告】	人的被害が発生する可能性が高まっている際に発表されるのが「避難勧告」です。災害が大きくなり避難指示のレベルになると、移動不能になっている状況も考えられますので、できるだけ避難勧告が出された段階で移動を開始してください。
	【避難指示】	大災害の前兆現象が見られたり、すでに人的被害が生じている際に発表されるのが「避難指示」です。 違反罰則はありません が、明らかな危険が近づいていますので、指定された避難所へ移動をしてください。
拘束力強い	【警戒区域の設定】	人的被害を伴う甚大な災害が発生している地域で発表されるのが「警戒区域の設定」です。従わない場合は 強制退去をさせられたり、罰則が課せられることもある 、事実上の「避難命令」です。

(資料) 各市区町村 HP より丸紅経済研究所作成

※市区町村により、避難情報の発令基準は異なりますのでご注意ください。

※市区町村により、避難情報の区分が異なりますのでご注意ください。

地震、噴火、台風、竜巻、大雪、落雷、土砂災害、ゲリラ豪雨など自然災害が多い日本ですが、自然災害による被害は甚大になるケースが多いため、必要に応じて損害保険を手当てしておくことが必要であり、また、想定される被害に対して適切な保険商品を選ぶことが必要です。

自然災害で被害を受けやすいのが家屋への損害ですが、家屋を補償する火災保険において注意したい点や、勘違いされている知識などをいくつかご紹介したいと思います。

①地震による火災

地震による家屋の火災、地震による家屋の倒壊は、地震保険でのみ補償され、通常の火災保険では保険金の支払い対象になりません。地震が原因で火災が発生し、家屋が燃えた場合、通常の火災保険で保険金が支払われると思われがちですが(火災が発生しているため)、地震による家屋の火災は地震保険でしか保険金は支払われません。

②噴火による家屋の損害

噴火による家屋の損害についても地震保険でのみ保険金が支払われます。通常の火災保険では支払い対象外となっています。

③土砂災害による家屋の損害

「水災」による損害を補償する火災保険に加入していれば補償されます。なお、火災保険の商品内容によっては水災補償がついていないプランもあるのでご注意ください。

④竜巻による家屋の損害

「風災」による損害を補償する火災保険に加入いただければ補償されます。

⑤建物と家財は別物

火災保険契約において、建物と家財はそれぞれ保険を手当てしないといけません。「火災保険に入っているから大丈夫!!」と思っけていても、建物しか補償の対象となっていないケースが多いのでご注意ください。東日本

大震災の際、内陸部において、建物の損傷は少なかったものの、家財が全損ないしは半損してしまったケースが多くありました。この場合、建物にしか地震保険に入っていなかったご家庭は家財の補償を全く受けることができませんでした。

今まで想定していなかった自然災害が突如起こる時代ですので、避難情報の正しい知識、避難場所の把握など、一人ひとりが減災、防災の意識を高めていくことが必要です。また、所有する資産が被害を受けたときに適切な補償を受けられるように、正しい保険知識を身につけておくことが今後益々重要になってくるでしょう。

担当	丸紅経済研究所 エコノミスト 芝尾 俊介	TEL: 03-3282-4019 E-mail: SHIBAO-S@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 丸紅ビル12階 経済研究所	
WEB	http://www.marubeni.co.jp/research/index.html	

(注記)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・ 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。